

ハンター育成のため狩猟免許等取得に係る費用の一部を助成します

余市町は有害鳥獣による被害防止のため、町内の関係機関、団体と連携し余市町有害鳥獣駆除対策協議会を設立運営しています。(構成団体：余市警察署・余市町農業協同組合・余市郡漁業協同組合・後志農業改良普及センター北後志支所・余市町農業委員会・一般社団法人北海道猟友会余市支部・北海道鳥獣保護管理員・余市町)

近年、有害鳥獣による農作物・漁業被害が増加しており、駆除対策として銃器や網・わなを使用し駆除する方法が有効ですが、いずれも狩猟免許等を取得する必要があります。

余市町有害鳥獣駆除対策協議会では、新たに狩猟免許等を取得し有害鳥獣駆除を行う、以下の3つの条件すべてに該当する方に、取得にかかる費用の一部を予算の範囲内で助成します。

- ・余市町内に住所を有する方(20歳以上)
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)により、網猟・わな猟・第一種銃猟狩猟免許を取得した方【第二種銃猟狩猟免許取得者は助成対象外】
- ・一般社団法人 北海道猟友会余市支部に入会した方

有害鳥獣を駆除するための狩猟免許試験開催のご案内

1. 狩猟免許試験

- 日時 ①平成30年7月1日(日) 午前9時～
(受付期間 平成30年5月15日～6月15日)
②平成30年12月2日(日) 午前9時～
(受付期間 平成30年10月16日～11月16日)
- 場所 後志合同庁舎(虻田郡倶知安町北1条東2丁目)
- 内容 知識試験・適正試験・技能試験
- 費用 受験料 5,200円 医師の診断書 6,000円程度
(近隣の医療機関は小樽市です。受験申込書と一緒に提出)

別表1

協議会H30予算額 320,000円	
網・わな猟免許(上限5,000円)	8名分
第一種銃猟免許及び猟銃の所持許可 (上限70,000円)	4名分

2. 狩猟免許試験予備講習

- 日時 ①平成30年6月24日(日) 午前9時～午後5時
(申込締切 講習日の7日前までに)
- ②平成30年11月25日(日) 午前9時～午後5時
(申込締切 講習日の7日前までに)

予備講習の申込は北海道猟友会
倶知安支部(村田 稔 方)まで
TEL0136-22-0067

- 場所 後志労働福祉センター(虻田郡倶知安町南1条東1丁目)
- 内容 狩猟免許試験に向けて
- 費用 受講料 1. 第一種銃猟、又は第二種銃猟免許 7,500円
2. 網猟、又はわな猟免許 5,000円
3. 第一種銃猟又は第二種銃猟免許と同時に
網猟、又はわな猟免許を受講する場合 10,000円

※予備講習を受ける前に、必ず振興局に狩猟免許申請書を提出しておいてください。

※試験だけを受験することも可能ですが、予備講習を受講する事により、試験の合格率が格段に向上します。

3. 狩猟者登録料 手数料 1,800円+狩猟税(所得状況により異なります)
4. 助成対象者 上記の3つの条件にすべて該当する方【第二種銃猟狩猟免許取得者は助成対象外】
5. 助成金額 別表1のとおり(ただし、免許の種類及び申請者数等により、予算の範囲内での助成のため、助成金額が変動する場合があります。)
6. 申込・問合わせ 余市町有害鳥獣駆除対策協議会事務局(役場農林水産課) 電話 21-2123